

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成29年9月22日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 4件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                | 0件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600181 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700019 号

## 第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 45 年 10 月 14 日、喪失年月日を同年 12 月 7 日に訂正し、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額を 3 万 9,000 円とすることが必要である。

昭和 45 年 10 月 14 日から同年 12 月 7 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 45 年 10 月 14 日から同年 12 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から同年 6 月まで  
② 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで  
③ 昭和 44 年 8 月から昭和 45 年 3 月まで  
④ 昭和 45 年 7 月から昭和 46 年 5 月まで  
⑤ 昭和 46 年 8 月から同年 10 月まで  
⑥ 昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 6 月まで  
⑦ 昭和 48 年 9 月から昭和 50 年 6 月まで  
⑧ 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

勤務した時期や期間についての記憶は定かではないが、昭和 43 年 3 月から昭和 52 年 9 月までの年金記録が抜けている期間において、C 県 D 町（現在は、D 市）にあった E 工事業者、F 社、G 社（現在は、H 社）、I 社、J 社、K 社、A 社 B 工場及び L 社に勤務しており、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者は、「年金記録が抜けている請求期間のうち1年又は1年半ぐらい、A社B工場に勤務していた。」と主張していることから、請求期間①から⑧までの期間（以下「請求期間」という。）について文書照会を行ったところ、請求期間のうち昭和45年10月14日から同年12月7日までの期間については、A社B工場が加入するM健康保険組合から提出された請求者に係る健康保険被保険者資格取得届、同資格喪失届及び複数の同僚の回答により、請求者は、当該期間において同社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、昭和45年当時にA社B工場で厚生年金保険被保険者記録があつて、上述の同僚のうち人事（福利厚生）を担当していたとする者は、「求人難の時代であり、試用期間はあったものの正社員として早く雇用を確保するために、入社するとすぐに社会保険（厚生年金保険、健康保険及び雇用保険）の加入手続を行っており、試用期間中から厚生年金保険料も控除していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、昭和45年10月14日から同年12月7日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和45年10月14日から同年12月7日までの標準報酬月額については、上記資格取得届及び資格喪失届の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、同資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は昭和45年10月14日から同年12月7日までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち昭和45年10月14日から同年12月7日までの期間を除いた期間については、A社は、当時の資料が残っておらず、詳細については不明である旨を回答している上、同僚照会によっても請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

2 請求者は、「請求期間のうち数か月間、D町役場の近くにあったE工事業者に勤務していた。」と主張しているところ、C県から提供されたE法の施行以降でD市内において一般E工事業登録業者及び特例E工事業届出業者として記録が確認できた事業所のうち、請求者が記憶する事業所の所在地、事業主の経歴及び厚生年金保険の適用事業所になった年月日から、請求者が勤務していたのはN社であることが推認できるが、同社からは請求者の勤務状況等について回答が得られず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にN社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、

回答のあった7名全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、N社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、請求者は昭和57年8月23日から同年9月13日まで厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致する上、同社に係る当該被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

- 3 請求者は、「請求期間のうち数か月間、F社の設計部で勤務していた。」と主張しているところ、F社で主に設計を担当していたとする同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、F社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に複数回にわたり文書照会を行ったものの回答が得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にF社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したところ、11名から回答があったものの、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、F社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

- 4 請求者は、「請求期間のうち数か月間、G社に勤務していた。」と主張しているところ、H社から提出された請求者に係る労働者名簿（退職年月日は「昭和45年8月18日」、雇入年月日欄は空白）及び請求者の履歴書（記入年月日が未記載）から、期間は特定できないものの、請求者がG社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、H社は、「労働者名簿によると、請求者はG社に在籍し、昭和45年8月18日に退職したことは確認できるが、入社日や勤務実態については分からない。当時の事務担当者に確認したところ、採用後7日を経過すると必ず健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していたとしているが、当時の届出書や賃金台帳等の資料を廃棄処分しており、残っていなかった。」と陳述していることから、請求者のG社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、昭和45年当時にG社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった9名全員が請求者のことを覚えておらず、うち複数の者が、請求期間当時は従業員が少人数であったので、全員の顔を覚えているが、請求者のことは覚えていないことから、請求者は試用期間中に退職したのではないかとする旨を陳述しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、G社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間に

において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

- 5 請求者は、「請求期間のうち数か月間、I社に勤務し、C県O市で勤務していた。」と主張しているところ、I社及び複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、I社は、「当社には平成元年以降の退職者に係る記録しか残っていない上、当時の事情を分かる者もない。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にI社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった10名全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、I社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらない。

- 6 請求者は、「請求期間のうち数か月間、J社に勤務していた。」と主張しているところ、J社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の代表清算人であった者は、当時の事情を把握している者がおらず、当時の実態を確認できる資料も残っていない旨を回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にJ社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった8名全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、J社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

- 7 請求者は、「請求期間のうち数か月間、K社に勤務していた。」と主張しているところ、K社の元事業主は、「請求期間当時の資料が残っておらず、当時の担当者も退職しているため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明であるが、当時は3か月の試用期間があったことから、試用期間中の退職者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にK社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった4名全員が請求者のことを覚えておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、K社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

8 請求者は「請求期間のうち数か月間、L社に勤務していた。」と主張しているところ、L社は、「当時の資料が無く、当初からいた従業員、取締役も記憶にないとしているため、請求者の在籍等については不明である。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間にL社において厚生年金保険被保険者記録のある者に照会したが、回答のあった5名全員が請求者のことを覚えていない上、請求期間当時の事業主は、「請求期間当時は従業員の出入りが激しく、勤務期間が2、3か月ぐらいでは社会保険関係の手続はしていないと思われる。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、L社に係る被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の番号に欠番も無い。

9 このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求期間のうち昭和45年10月14日から同年12月7日までの期間を除いた期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により請求期間のうち昭和45年10月14日から同年12月7日までの期間を除いた期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

10 なお、請求者は、本件訂正請求において、「年金記録が抜けている昭和43年3月から昭和52年9月までの期間において、複数の事業所に勤務した。」としてその事業所名をあげているものであるが、その間の勤務した時期や期間についての記憶は定かではないとしていることから、本件訂正請求については、請求者の請求に基づく昭和43年3月から昭和52年9月までの期間を幅広く調査したものであることを申し添える。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600182 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700020 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 20 年 12 月 29 日の標準賞与額を 9 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 12 月 29 日

私が、A 社に勤務していた期間において、請求期間に賞与が支給されているのに、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、A 社から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、請求者は給与支給日と同日であった旨陳述していることから、請求者が提出した預金通帳の振込日から、平成 20 年 12 月 29 日とすることが妥当である。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600183 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700021 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 8 月 31 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 8 月 31 日

私が、A 社に勤務していた期間において、請求期間に賞与が支給されているのに、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、A 社から請求期間において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700045 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700023 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 3 月 15 日から平成 18 年 9 月 1 日までの標準報酬月額を訂正し、当該期間の標準報酬月額は、平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までは 15 万円から 20 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 17 万円から 20 万円にすることが必要である。

平成 15 年 3 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 3 月 15 日から平成 18 年 9 月 1 日まで

私は、A 社に平成 15 年 3 月 15 日に入社し、3 か月の研修期間を経て平成 25 年 9 月 30 日まで勤務していた。給与の支給合計額は、研修期間は 18 万円から 20 万円くらい、研修期間後は、私が所持している平成 17 年 6 月、同年 7 月及び同年 9 月から平成 18 年 8 月までの期間の給与支払明細書を見ると、支給合計額は毎月 20 万円以上支給されていることが確認できることから、少なくとも、明細書が無い月分も明細書がある月分と同額が支給されていたはずであるが、請求期間に係る標準報酬月額の記録は給与の支給合計額よりも低い額になっているので、請求期間について当該支給合計額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

なお、給与の支給合計額に見合う標準報酬月額に係る厚生年金保険料控除額が確認できないことから、年金額に反映する標準報酬月額に記録訂正することが困難であるとしても、年金額に反映しない標準報酬月額として、当該支給合計額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を給与の支給合計額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映する標準報酬月額の記録に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、厚生年金保険法第 75 条ただし書による記録の訂正が行われるのは、事業主により社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に請求者の主張する報酬月額による被保険者の資格関係の届出が行われていること、又は事業主により社会保険事務所に当該資格に伴う厚生年金保険料の納付が行われていることが要件となること、請求者が所持している給与支払明細書、A 社から提出された賃金台帳、同社を管轄する年金事務所が保管する平成 16 年及び平成 17 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、事業主が社会保険事務所に対して、請求者が主張する報酬月額の届出等が行われていないことが確認又は推認できることから、同法第 75 条ただし書による保険給付の対象に当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間については、上記の賃金台帳により、請求期間の報酬月額（給与の支給合計額）に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までは 15 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 17 万円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までは 15 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 17 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

以上のことから、請求期間に係る厚生年金保険法第 75 条ただし書及び厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 2 一方、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を年金額に反映する給与の支給合計額に見合う標準報酬月額に訂正ができない場合は、年金額に反映しない給与の支給合計額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい旨主張しているところ、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に係る厚生年金保険料を除く。）は、i）上述 1 のとおり、厚生年金保険法第 75 条ただし書及び厚生年金特例法の規定による保険給付の対象に当たらないこと、ii）厚生年金保険法第 92 条の規定に基づき保険料を徴収する権利は 2 年の時効により消滅しており、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に係る厚生年金保険料を除く。）を徴収することはできないものの、上記の賃金台帳により、厚生年金保険被保険者の資格を取得した際の決定、平成 15 年、平成 16 年及び平成 17 年の定時決定に係る算定対象月の報酬月額が確認できることから、同法第 75 条本文の規定する「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない。」に基づき、保険給付の計算の基礎となら

ない標準報酬月額（オンライン記録の標準報酬月額を除く。）として記録を訂正することが必要である。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、i) 平成 15 年 3 月から平成 16 年 8 月までの期間は、平成 15 年 3 月 15 日の資格取得時の決定、同年の定時決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を 15 万円から 20 万円、ii) 平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までの期間は、平成 16 年の定時決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額及び平成 17 年の定時決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を 17 万円から 20 万円に訂正する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700025 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700022 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 7 月 4 日から昭和 33 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 7 月 4 日から同年 12 月 31 日まで C 市 D 区にあった A 社に正社員として勤務し、E 業務に従事していたが、勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した昭和 32 年の花見で A 社の社員全員が撮影されたとする集合写真及び同社にて厚生年金保険の被保険者記録がある者で請求者と一緒に入社したとする同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は、「請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の厚生年金保険に係る書類は保存していない。」旨を回答している上、請求期間当時の社会保険事務担当者として名前が挙げた 2 名は死亡又は A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が見当たらず、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入に係る取扱い及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、「花見の集合写真には、勤務した A 社の全従業員が写っている。」旨を陳述しているところ、昭和 32 年 4 月から請求期間の終期までにおいて A 社にて厚生年金保険の被保険者記録がある者への同僚照会により、当該写真に撮影された者のうち人物が特定できた 12 名を上記被保険者名簿にて確認したが、同社に係る被保険者記録が確認できる者は 7 名であり、残る 5 名（請求者及び請求者が名前を挙げた 1 名を含む。）は被保険者記録が確認できない上、当該同僚照会で回答のあった複数の同僚は、見習期間を経過した数か月から 1 年以上経過後に厚生年金保険に加入した

旨を回答していることから判断すると、請求期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取り扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間において、上記被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、「健康保険の番号」に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの実を確認又は推認することができず、また、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。